

1 政治的行為の制限に違反した職員の処分について

(1) 懲戒処分の内容

- ア 処分日 令和7年12月23日(火)
- イ 被処分者 幹部職員(50代)
- ウ 処分内容 戒告

(2) 違反となった法令及び処分の内容

公職選挙法第239条の2第2項及び同法136条の2第1項1号
罰金30万円

(3) 事実の概要

被処分者は、令和7年7月20日施行の第27回参議院議員通常選挙に際し、同選挙における特定の候補者を支持する目的で、その職務上の地位を利用し、同月14日から18日までの間、指揮監督下にある者に対し、特定の候補者への投票を依頼し、もって公務員の地位を利用して選挙運動をした。